

山形県

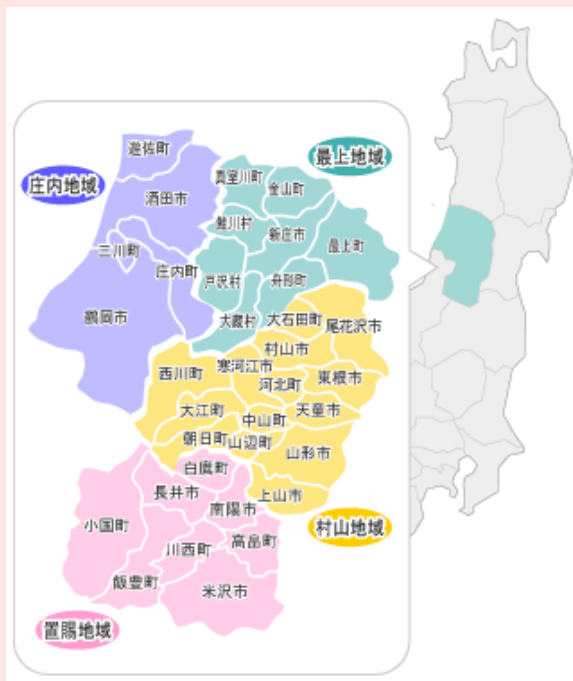
山形県における精神障がい者の地域生活移行支援について

山形県では、これまでも入院中の精神障がい者の地域生活移行支援のための事業を様々実施してきました。県の事業終了後も委託先だった法人がそのまま継続している事業もあります。今後も継続して地域生活移行を支援するための事業を実施していきます。

1 県又は政令市・特別区の基礎情報

山形県

- ◆東北地方
- ◆面積9,323.46平方キロメートル
- ◆35市町村全てに温泉がある。
- ◆特産品は、さくらんぼ、メロン、ぶどう、すいか、桃、枝豆、りんご、かき、西洋なし(ラフランス)、米(つや姫、今年本格デビューの雪若丸)、牛肉、酒、ワインなど



取組内容

【精神障害者の地域移行の取り組み】

- ・退院前に退院後の円滑な地域移行を促進させるための地域援助事業者の参画促進
- ・退院した精神障がい者の再入院の防止と地域生活の継続を促進させるための相談事業

【人材育成の取り組み】

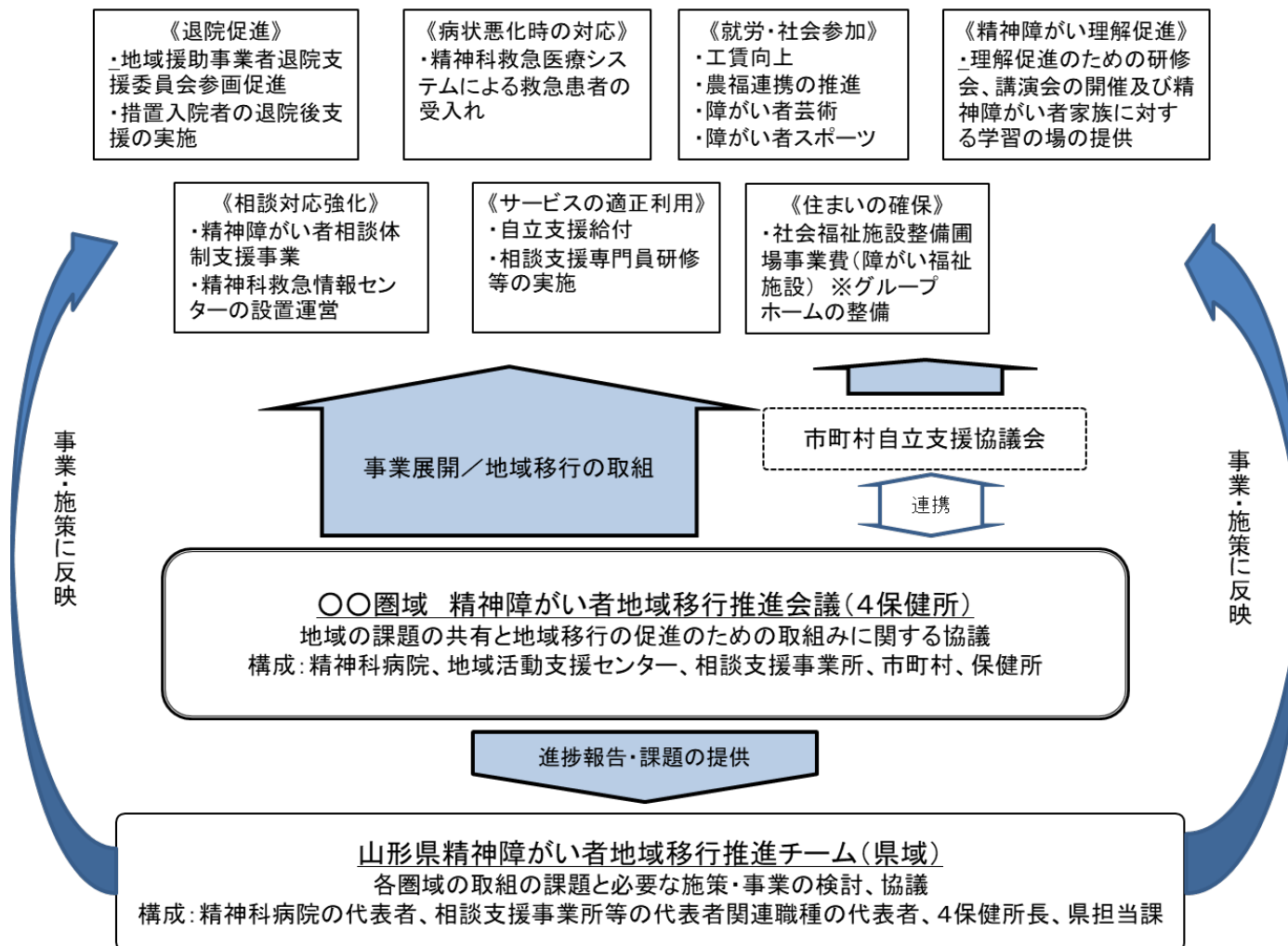
- ・相談支援事業従事者等研修会

基本情報（都道府県等情報）

障害保健福祉圏域数（R3年4月時点）	4	か所		
市町村数（R3年4月時点）	35	市町村		
人口（R3年4月時点）	1,060,235	人		
精神科病院の数（R3年4月時点）	20	病院		
精神科病床数（R2年6月時点）	3,346	床		
入院精神障害者数 （R2年6月時点）	合計	3,067	人	
	3か月未満（％：構成割合）	791	人	
		25.8	％	
	3か月以上1年未満 （％：構成割合）	624	人	
		20.3	％	
1年以上（％：構成割合）		1,652	人	
		53.9	％	
	うち65歳未満	588	人	
		1,064	人	
退院率（H29年時点）	入院後3か月時点	63.5	％	
	入院後6か月時点	83.2	％	
	入院後1年時点	91.7	％	
相談支援事業所数 （R3年4月時点）	基幹相談支援センター数	3	か所	
	一般相談支援事業所数	40	か所	
	特定相談支援事業所数	91	か所	
保健所数（R3年4月時点）	5	か所		
（自立支援）協議会の開催頻度（R2年度）	（自立支援）協議会の開催頻度	1	回／年	
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	無		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（R3年4月時点）	都道府県	無	0	か所
	障害保健福祉圏域	有	3 / 4	か所／障害圏域数
	市町村	有	7 / 35	か所／市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

山形県における精神障がい者の地域生活移行支援の取組計画



3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

①精神障がい者地域包括支援体制（山形版ACT）モデル事業

（平成22年度～平成23年度）

重度の精神障がい者や病状が不安定な精神障がい者が退院した場合、入退院を繰り返すなど、既存の精神保健福祉サービスだけでは地域生活を継続することが難しい。そのため、病院の医師、看護師や地域の福祉団体、行政機関などが連携し、包括的な支援を行うモデル事業を行った。（NPO法人へ委託）

②リハビリハウスの運営委託（平成22年度～平成26年度）

退院前に、病院外での生活と訪問看護・生活訓練などの福祉サービスを体験することで退院後の生活をイメージさせ、長期入院者の退院後の生活不安を取り除くための場を運営。（NPO法人へ委託）

③当事者等のための居場所（クラブハウス）の運営（平成22年～25年度）

当事者活動の場及び精神障がい者と住民等が直接交流する機会の提供。（NPO法人へ委託）

④精神障がい者地域移行支援事業（平成27年～）

- ・地域会援助事業者の退院支援委員会への参画促進（精神科病院への助成）
- ・精神障がい者の地域生活を継続させるための相談支援体制の強化

（民間団体へ委託）

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜令和2年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R2年度当初)	実績値 (R2年度末)	具体的な成果・効果
①保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置した圏域数	4圏域	3圏域	令和3年度中に達成見込み
②相談支援専門員等への支援技法に関する研修会開催数	4回	1回	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンライン研修を1回のみ実施。111人が参加し、精神障がい者の地域生活における支援の理解が深められた。
③県が実施又は支援する精神疾患に関する研修会の参加者数	1,000人	437人	広く県民を対象とした研修会開催を開催し、精神疾患に関する理解の促進が図られた。新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止した研修会があり、目標値には未達。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

- ・各精神保健圏域ごとに、精神科救急を中心とした関係機関の連携体制が構築されている。
- ・各圏域の中核的な精神科病院において地域移行を積極的に取り組んでいる。
- ・精神保健関係団体と連携し、地域生活継続に向けた相談支援体制の強化に取り組んでいる。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
協議の場の設置	令和3年度末までに各圏域及び県の協議の場を設置する	行政	協議の場の設置・開催
		医療	協議の場への参加
		福祉	協議の場への参加
		その他関係機関・住民等	協議の場への参加
長期入院者の地域移行	精神障がいに関する正しい知識の普及退院支援の促進	行政	普及啓発、研修会等の実施 退院後支援の取組
		医療	関係機関と連携した退院支援
		福祉	関係機関と連携した退院支援
		その他関係機関・住民等	関係機関との連携、精神障がいの理解促進

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (令和3年度末)	見込んでいる成果・効果
①圏域における協議の場の設置	3圏域	4圏域	各地域における課題解決の促進
②精神病床における1年以上入院患者数	1,652(R2.6月末)	1,563人	退院可能な精神障がい者の地域移行
③			

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容
通年	理解促進	県内各地において関係者、当事者(家族を含む)、地域住民を対象とした研修会を開催
9月 10月～	相談支援体制強化 同上	委託先との事業内容の協議 契約手続き、事業開始 ※適宜、相談事業の周知、従事者向け研修の実施
下半期	協議の場の設置・開催	各圏域における協議の場の開催 県における協議の場の設置・開催

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の特別に考える必要がある事項について

考えられる事項	想定される次期 (方向性判断の必要性が 考えられる次期)	実施する内容
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ感染拡大による、対面での会議、研修等の開催困難 ・新型コロナ対応による保健所のマンパワー不足による会議の開催困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議、研修等の開催予定時期の概ね1か月前に開催の可否を判断 ・関係機関職員等に感染者が出た場合は、急遽中止も検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、当初からオンラインによる会議、研修の開催を準備 ・保健所のマンパワー不足の場合は、開催日時を延期し、対応が落ち着いてからの開催とする。